

吹田市立こども発達センター条例現行・改正案対照表（案）

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>（設置）</p> <p>第1条 こどもの尊厳と自由が等しく尊重され、安心して住み続けることができるま ちの実現のため、一人ひとりのこどもに応じた福祉的、教育的及び医療的側面から の総合的な援助を行うとともに、その保護者を支援する拠点として、こども発達支 援センターを設置する。</p> <p>（目的）</p> <p>第4条 地域支援センターは、福祉的、教育的及び医療的側面から行う総合的な援助 （以下「療育」という。）を必要とする児童であって、<u>障害児施設における日常的 な療育を受けていないもの</u>に対し、<u>療育を行うとともに、その保護者を支援するこ と</u>を目的とする。</p> <p>2 <u>地域支援センターは、前項に規定するもののほか、療育を必要とする児童及びそ の保護者を支援するための児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」と いう。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第123号）の規定による事業を行うことを目的とする。</u></p> <p>（事業）</p> <p>第5条 地域支援センターは、<u>前条第1項の規定に基づき</u>、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>療育を必要とする児童に対する訓練及び指導</u> <u>(2) 保護者に対する療育指導</u> (3) 巡回相談 (4) <u>その他療育を必要とする児童の療育に関し必要な事業</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 こどもの尊厳と自由が等しく尊重され、安心して住み続けることができるま ちの実現のため、一人ひとりのこどもに応じた福祉的、教育的及び医療的側面から の総合的な援助<u>並びにその保護者の支援を行うとともに</u>、児童福祉法（昭和22年 法律第164号。以下「法」という。）第43条の規定に基づき地域の障害児の健 全な発達において中核的な役割を担う拠点として、こども発達支援センターを設置 する。</p> <p>（目的）</p> <p>第4条 地域支援センターは、福祉的、教育的及び医療的側面から行う総合的な援助 （以下「療育」という。）を必要とする児童及びその保護者に対し、<u>療育、相談、 助言等を行うこと</u>を目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第5条 地域支援センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>療育を必要とする児童に対する訓練及び指導並びにその保護者に対する相談及 び指導</u> (2) 巡回相談 (3) <u>法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業</u></p>

現 行	改 正 案
<p>2 <u>地域支援センターは、前条第2項の規定に基づき、地域支援センターにおいて次の事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業</u></p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する特定相談支援事業</u></p> <p>3 <u>地域支援センターは、前項に規定する事業のほか、前条第2項の規定に基づき、法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援を行う。</u></p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、市長は、別に定めるところにより、法人その他の団体が、療育を必要とする児童の保護者の療育負担を軽減するため、地域支援センターにおいて行う事業に対する支援を行うものとする。</u></p> <p>(使用者等の範囲)</p> <p>第6条 <u>地域支援センターの施設を使用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項各号に掲げる事業 療育を必要とする児童であつて、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）を受けていないもの</u></p> <p>(2) <u>前条第2項第1号に掲げる事業 法第24条の2第6第1項に規定する障害児相談支援対象保護者</u></p> <p>(3) <u>前条第2項第2号に掲げる事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（障害児に限る。）の保護者</u></p> <p>2 <u>前条第3項に規定する事業を利用することができる者は、法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る児童とする。</u></p> <p>(使用料等)</p> <p>第7条 <u>前条第1項第1号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合の使</u></p>	<p>(4) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する特定相談支援事業</u></p> <p>(5) <u>法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援</u></p> <p>(6) <u>療育を行う事業者に対する相談、専門的な助言その他の必要な援助</u></p> <p>(7) <u>その他療育を必要とする児童の療育に関し必要な事業</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、市長は、別に定めるところにより、法人その他の団体が、療育を必要とする児童の保護者の療育負担を軽減するため、地域支援センターにおいて行う事業に対する支援を行うものとする。</u></p> <p>(使用者等の範囲)</p> <p>第6条 <u>地域支援センターの施設を使用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項第1号、第2号及び第7号に掲げる事業 療育を必要とする児童及びその保護者</u></p> <p>(2) <u>前条第1項第3号に掲げる事業 法第24条の2第6第1項に規定する障害児相談支援対象保護者</u></p> <p>(3) <u>前条第1項第4号に掲げる事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（障害児に限る。）の保護者</u></p> <p>(4) <u>前条第1項第5号に掲げる事業 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る児童</u></p> <p>(5) <u>前条第1項第6号に掲げる事業 法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者</u></p> <p>(使用料等)</p> <p>第7条 <u>前条第1号及び第5号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合</u></p>

現 行	改 正 案
<p>用料は、無料とする。</p> <p>2 前条第1項第2号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合は、法第24条の26第2項の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 前条第1項第3号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項の規定により主務大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する者は、必要に応じて、事業の利用に係る材料費相当分の実費を負担しなければならない。</p> <p>5 前条第2項に規定する者は、事業の利用に係る費用として、法第21条の5の3第2項第1号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（保育所等訪問支援に係るものに限る。）に相当する額の範囲内の額を負担しなければならない。</p> <p>（目的）</p> <p>第8条 杉の子学園は、法第43条の規定に基づき、保護者の下から通園する主に知的障害のある児童（以下「知的障害児」という。）に対し、療育を行うことを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第9条 杉の子学園は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 児童発達支援</p> <p>(2) } ----- 略 -----</p> <p>(3) }</p>	<p>の使用料は、無料とする。</p> <p>2 前条第2号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合は、法第24条の26第2項の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 前条第3号に定める者が地域支援センターの施設を使用する場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項の規定により主務大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。</p> <p>4 前条第4号に定める者は、事業の利用に係る費用として、法第21条の5の3第2項第1号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（保育所等訪問支援に係るものに限る。）に相当する額の範囲内の額を負担しなければならない。</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、前条第1号に定める者は、必要に応じて、事業の利用に係る材料費相当分の実費を負担しなければならない。</p> <p>（目的）</p> <p>第8条 杉の子学園は、保護者の下から通園する主に知的障害のある児童（以下「知的障害児」という。）に対し、療育を行うことを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第9条 杉の子学園は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（<u>肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。</u>）</p> <p>(2) } ----- 略 -----</p> <p>(3) }</p>

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第13条 わかたけ園は、<u>法第43条の規定に基づき</u>、保護者とともに通園する主に肢体不自由のある児童（以下「<u>肢体不自由児</u>」という。）に対し、療育を行うことを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第14条 わかたけ園は、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>医療型児童発達支援</u></p> <p>(2) -----略-----</p> <p>(3) その他<u>肢体不自由児</u>の療育に関し必要な事業</p> <p>(使用料等)</p> <p>第16条 わかたけ園に入園する児童の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（<u>医療型児童発達支援</u>に係るものに限る。）及び法第21条の5の29第2項の規定により健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。この場合においては、第12条第2項の規定を準用する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第13条 わかたけ園は、保護者とともに通園する主に肢体不自由のある児童に対し、療育を行うことを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第14条 わかたけ園は、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）</u></p> <p>(2) -----略-----</p> <p>(3) その他<u>肢体不自由のある児童</u>の療育に関し必要な事業</p> <p>(使用料等)</p> <p>第16条 わかたけ園に入園する児童の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（<u>児童発達支援</u>に係るものに限る。）及び法第21条の5の29第2項の規定により健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額に相当する額の範囲内の使用料を納付しなければならない。この場合においては、第12条第2項の規定を準用する。</p>